

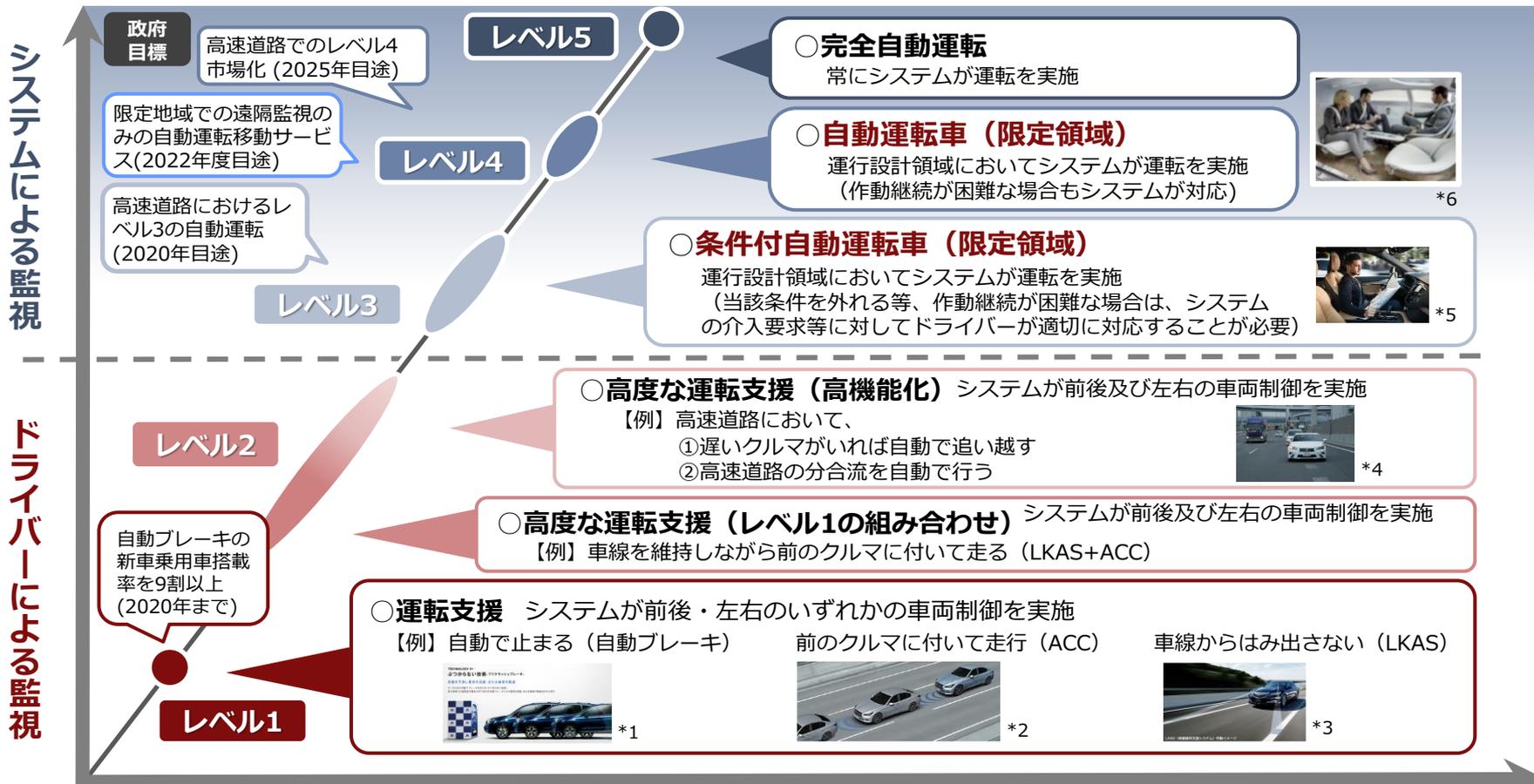
第71回運輸政策セミナー

自動運転を巡る法制度の最新の動向

2021年5月14日

森・濱田松本法律事務所
弁護士 佐藤 典仁

自動運転のレベル分け・目標



※官民ITS構想・ロードマップ2018等を基に作成 ※ACC: Adaptive Cruise Control, LKAS: Lane Keep Assist System

*1 (株) SUBARUホームページ *2 日産自動車(株)ホームページ
*3 本田技研工業(株)ホームページ *4 トヨタ自動車(株)ホームページ
*5 Volvo Car Corp.ホームページ *6 CNET JAPANホームページ

出所：国土交通省「高齢者の交通事故防止対策について」（令和元年5月）を筆者にて加筆

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

法規制の全体像

	国内法	国際ルール
交通ルール	<ul style="list-style-type: none">● 道路交通法 等	<ul style="list-style-type: none">● ジュネーブ条約● WP.1の決議 等
責任関係	<ul style="list-style-type: none">● 自賠法、PL法、民法● 刑法、自動車運転死傷処罰法 等	
自動運転車の安全確保	<ul style="list-style-type: none">● 道路運送車両法● 安全技術ガイドライン 等	<ul style="list-style-type: none">● WP.29で策定される国際基準 等

『自動運転・MaaSビジネスの法務』・36頁～39頁、106頁～117頁

公道実証実験

➢ 保安基準適合車両・車両内運転者あり	許可等は 不要
➢ ハンドル・ブレーキ等のない自動車（特別装置車） or ➢ 車両内運転者なし	許可等は 必要

ハンドル・ブレーキペダル等のない自動車

- 走行ルートの特定制や緊急停止ボタンの設置等の安全確保措置を講じること等を前提に、保安基準の基準緩和認定を受ける必要
- 施設内審査・路上審査に合格した監視・操作者が乗車すること等の審査基準を満たして、自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準に従って道路使用許可を受ける必要

遠隔型

- 保安基準については、遠隔型自動運転システムを搭載した自動車の基準緩和認定制度に従って認定を受ける必要
- 必要な通信環境を確保できる場所であること等の審査基準を満たして、自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準に従って道路使用許可を受ける必要

『自動運転・MaaSビジネスの法務』 106頁～117頁

交通ルール①（道路交通法と自動運転）

道路交通法（昭和35年法律第105号）

第70条（安全運転の義務）

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

運転者自身が交通状況を常時監視し、運転操作を行うことを前提に、
運転者に対して安全運転に関する義務が課されてきた

自動運転では



- 自動運転システムが運転者に代わり周囲の監視や運転操作を行うようになる
- さらには、車両に運転者が存在しなくなることも想定される

⇒道路交通法の安全運転義務等をどう整理するか？

交通ルール②（道路交通法と自動運転）

● 道路交通法の改正（2019年6月）

- 自動運転システムを使用して自動車をを用いる行為も道交法の運転
- ODDを満たさない場合には、自動運転システム（自動運行装置）を使用した運転を禁止
- ODD外になれば直ちに適切に対処することのできる体勢でいる等の一定の条件下で、画面の注視等が許される（レベル3）

● 今後の課題

- 自動運転中の道交法違反の場合の過失については事案ごとに個別具体的に判断される
- 運転免許

『自動運転・MaaSビジネスの法務』・43頁～49頁

道路交通法改正（レベル4）に向けた議論

自動運転移動サービスを検討対象

- 「使用者」の義務
- 現場での個別具体的な対応（緊急自動車の優先など）
- 「関与者」の存在
- 運転免許に代わる適格性の審査

責任関係

● 民事責任

- レベル3～4の自動運転の導入初期（2020～2025年頃の「過渡期」）においては、現在の運行供用者責任を維持する（≒所有者責任）

● 刑事責任

- 過失責任は維持される方向

- レベル3：介入要求が適切になされ、通常であれば気づけたが読書に集中していた等により気づかなかった場合等
- レベル4：介入要求に応じること想定されない。過失ありとされるケースはまれ

● 将来はどうなるのか？

- 所有者が民事責任を負担し続けるのか？
- レンタカーの借受人は運行供用者責任を負うが、タクシーの乗客は負わない
- 刑事責任は誰が負うのか？

『自動運転・MaaSビジネスの法務』・50頁～68頁

令和元年道路運送車両法改正の概要①

保安基準対象装置への自動運行装置の追加

- いわゆる自動運転システムに相当するもので、ODD内で使用される場合において運転者が運転する際に行う認知、予測、判断および操作を代わりに行う装置
- 自動運行装置の安全基準

- ✓ 走行環境条件内において、乗車人員および他の交通の安全を妨げるおそれがないこと
- ✓ 走行環境条件を満たしていない場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合に当該装置が作動しないこと
- ✓ 自動運行装置の作動状況を運転者が容易かつ確実に認知できるよう表示するものであること
- ✓ 走行環境条件を外れる前に運転操作引継ぎの警報を発し、運転者に引き継がれるまでの間、安全運行を継続するとともに、引き継がれない場合は安全に停止すること。警報は、原則、走行環境条件を満たさなくなる前に十分な時間的余裕をもって発するものであること。
- ✓ 運転者の状況監視のためのドライバーモニタリングを搭載すること
- ✓ 不正アクセス防止等のためのサイバーセキュリティ確保の方策を講じること等

令和元年道路運送車両法改正の概要②

- 作動状況の確認に必要な情報を記録するための装置も備える必要
 - 自動運行装置のON/OFFの時刻
 - 引継ぎ警報を開始した時刻
 - 運転者が対応可能でない状態となった時刻 等を6ヶ月間にわたり（又は2,500回分）記録できること
- 性能に応じて装置ごとにODDを国土交通大臣が付す
 - 道路条件（高速道路/一般道路、専用道路/混在交通、車線数、車線の有無 等）
 - 地理条件（都市部/過疎地域 等）
 - 環境条件（天候、昼間/夜間 等）
 - その他の条件（速度制限、決められたルートのみでの運行に限定すること 等）
- 外向け表示
 - 自動運転車であることを示すステッカーを車体後部に貼付することをメーカーに要請



(出典)

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000338.html

Norihito Sato | Partner



佐藤 典仁

Norihito Sato

パートナー

2008年 弁護士登録
第二東京弁護士会所属

[言語] 日本語、英語

主要な取扱分野

● 自動車、モビリティサービス

- 国交省自動車局への出向中に、自動運転における損害賠償責任に関する研究会の取りまとめ及び自動運転に係る法改正を行うとともに、MaaSへの取組等にも関与した経験を踏まえた、自動車、モビリティサービス全般についての、当局対応を含めた、専門的かつ的確な助言を行う。
- タクシー配車アプリ会社の事業統合、大手自動車部品メーカーの統合、自動運転関連ベンチャー企業への出資案件など自動車、モビリティサービスのM&Aの圧倒的な経験・知識を有する。

● M&A

- 複雑なM&A案件に幅広く対応する。

● 危機管理、当局対応

- 国交省自動車局への出向中に、当局の立場から大手自動車メーカーによる不適切完成検査問題対応を行った経験を活かし、当局対応を中心に専門的・戦略的な見地から助言を行う。

経歴

- 2003年 私立東大寺学園高校卒業
- 2007年 東京大学法学部卒業
- 2013年 Northwestern University School of Law (LL.M.), Kellogg School of Management (Certificate in Business Administration) 修了
- 2013年 ドイツの大手法律事務所執務（～2014年）
- 2014年 株式会社日立製作所に出向（～2015年）
- 2017年 国土交通省自動車局保障制度参事官室 企画調整官（～2019年）
- 2019年 NEDO採択審査委員会委員(規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発/モビリティ分野)

著書・論文

- 「自動運転・MaaSビジネスの法務」(共編著、中央経済社、2020年)
- 「MaaS実現に向けた法制度整備の最新動向」(ビジネス法務2020年9月号)
- 「自動運転の実現に向けた道路運送車両法および道路交通法の改正の概要」(NBL1149号)
- 「公正性担保措置とスクイーズ・アウト手続MBO手続の実務上の留意点」(共著、旬刊経理情報、2017年4月10日号)
- その他、M&A・自動運転関連の論文等多数



Tel: 03-6266-8717

Email: norihito.sato@mhm-global.com

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO